

岩手県介護従事者確保事業費補助金交付要綱

制定	平成27年11月4日付け長第814号
改正	平成28年10月28日付け長第721号
改正	平成29年8月4日付け長第480号
改正	平成31年3月15日付け長第1061号
改正	令和3年9月30日付け保福第280号
改正	令和5年5月1日付け長第129号
改正	令和6年6月5日付け長第221号

(目的)

第1 岩手県内において、多様な人材の参入促進、資質の向上及び労働環境・処遇の改善の観点から介護人材の確保を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定により作成した岩手県計画（以下「県計画」という。）で定める事業のうち介護従事者の確保に関する事業について、当該事業の事業主体が補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県計画で定める事業のうち別表第1の事業区分の欄に掲げる事業とする。

2 補助対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、事業区分ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町村
- (2) 介護福祉士の養成施設又はその団体
- (3) 介護サービス事業者又はその団体
- (4) 介護に関する専門的な資格等を有する者が構成する団体
- (5) その他知事が適当と認める団体

3 補助金額は、次項により事業区分ごとに算出した補助金額の合計額とする。

4 事業区分ごとの補助金額は、補助基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額以内の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

5 事業区分ごとの補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、事業区分ごとに、補助金額の変更を伴わない場合であって、別表第1に掲げる経費の20パーセント以内の増減とする。

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助金交付決定前の事業着手)

第5 補助事業者は、補助金の交付の決定を受ける前に補助事業に着手しようとするときは、あらかじめ岩手県介護従事者確保事業費補助金交付決定前事業着手協議書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第6 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況を岩手県介護従事者確保事業遂行状況報告書(様式第10号)により知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県介護従事者確保事業費補助金前金払請求書(様式第11号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額

が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第 12 号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第 11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

（補則）

第 12 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 4 日から施行し、平成 27 年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 28 日から施行し、平成 28 年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 4 日から施行し、平成 29 年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 15 日から施行し、平成 31 年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行し、令和 3 年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行し、令和 5 年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 5 日から施行し、令和 6 年度事業の補助金から適用する。

別表第1 (第2関係)

事業区分	補助基準額	補助対象経費	補助率
介護の仕事理解促進事業（魅力発信）	知事が必要と認めた額（ただし、事業効果が全県に及ぶものは3,000千円を上限とする。）	学校の生徒や地域住民等を対象として講座、イベント、普及啓発活動その他の介護の仕事への理解を深める事業（次欄に掲げる事業を除く。）を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの。 （1）報償費 （2）旅費 （3）需用費 （4）役務費 （5）委託料 （6）使用料及び賃借料	事業効果が全県に及ぶもの 10/10 その他 1/2
介護の仕事理解促進事業（職場体験）	知事が必要と認めた額	学校の生徒や地域住民等を対象として介護現場における職場体験を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの。 （1）報償費 （2）旅費 （3）需用費 （4）役務費 （5）委託料 （6）使用料及び賃借料	1/2
キャリアアップ研修支援事業	知事が必要と認めた額	介護従事者のキャリア段階に応じたキャリアアップや組織内でキャリアアップに係る支援を行う職員を育成するための研修を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの。 （1）報償費 （2）旅費 （3）需用費 （4）役務費 （5）委託料 （6）使用料及び賃借料	1/2
新人介護職員指導者支援事業	知事が必要と認めた額	介護施設・事業所で働く管理者、中堅職員等を対象に、新人職員を支える組織体制の理解醸成及びその手段となる技術の習得等を目的とした研修を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの。 （1）報償費 （2）旅費 （3）需用費 （4）役務費 （5）委託料 （6）使用料及び賃借料	事業効果が全県に及ぶもの 10/10 その他 1/2
雇用管理改善方策普及・促進事業	知事が必要と認めた額（ただし、事業効果が全県に及ぶものは1,000千円を上限とする。）	介護施設・事業所における人事考課制度等の導入を促す研修を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの。 （1）報償費 （2）旅費 （3）需用費 （4）役務費 （5）委託料 （6）使用料及び賃借料	事業効果が全県に及ぶもの 10/10 その他 1/2

介護職員等 合同入職式 開催事業	知事が必要 と認めた額	介護職員が所属を越えて同期の絆を深め、同期との研修を通じて相互の資質や意欲を高めるとともに、早期の離職防止及び定着促進を目的とした全県を対象とする合同入職式を実施する場合に要する経費で次に掲げるもの。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	10/10
助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	知事が必要 と認めた額	高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を実施する場合に要する経費で、次に掲げるもの（ただし、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から養成を行う場合に限る。）。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	事業効果が全県に及ぶもの 10/10 その他 1/2
介護未経験者に対する研修支援事業	知事が必要 と認めた額	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員としての基本的な知識・技術を習得するための研修（介護職員初任者研修は除く）や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費で次に掲げるもの（他制度において支援を受けている者は除く。）。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	1/2
地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	知事が必要 と認めた額	地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材（生活支援コーディネーター）育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等）の資質向上を支援する場合に要する経費で次に掲げるもの。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費	事業効果が全県に及ぶもの 10/10 その他 1/2

		(5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	
介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	知事が必要と認めた額 (ただし、事業効果が全県に及ぶものは1,000千円を上限とする。)	介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するために要する経費で次に掲げるもの。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	事業効果が全県に及ぶもの 10/10 その他 1/2
外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	知事が必要と認めた額	外国人介護人材を受入れる(予定を含む)介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するために要する経費で次に掲げるもの。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	1/2
介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業	知事が必要と認めた額	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援を行うために要する経費で次に掲げるもの。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	1/2
中山間地域等における介護人材確保支援事業	知事が必要と認めた額 (ただし、1人当たり200千円を上限とする。)	人口減少や高齢化が急速に進んでいる中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、市町村が実施する県外からの就職を促進(赴任旅費、引越等に係る費用(家賃等は除く。))の助成)するために要する経費で次に掲げるもの。 (1) 補助金	1/2

別表第2（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 岩手県介護従事者確保事業費補助金交付申請書 2 岩手県介護従事者確保事業費補助金交付申請額一覧表 3 岩手県介護従事者確保事業費補助金事業計画書 4 収支予算書 5 その他知事が必要と認めるもの	様式第1号 様式第2号 様式第3号 様式第4号	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	1 岩手県介護従事者確保事業費補助金変更（中止、廃止）申請書 2 岩手県介護従事者確保事業費補助金交付申請額一覧表 3 岩手県介護従事者確保事業費補助金事業変更計画書 4 収支予算書 5 その他知事が必要と認めるもの	様式第5号 様式第2号 様式第3号 様式第4号	1部 1部 1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	1 岩手県介護従事者確保事業費補助金実績報告書 2 岩手県介護従事者確保事業費補助金精算額一覧表 3 岩手県介護従事者確保事業費補助金事業実績書 4 収支決算書 5 岩手県介護従事者確保事業費補助金請求書 6 その他知事が必要と認めるもの	様式第6号 様式第7号 様式第3号 様式第4号 様式第8号	1部 1部 1部 1部 1部 1部	当該事業が完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から起算して30日以内又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日